

パリ周辺における「フロンドの危機」 と農民層両極分解

田 中 啓 裕

I はじめに

アンシャン・レジームの北部フランスにおいて、農村社会は2つの階層の存在をもってとらえられるのが通例である。すなわち、1つはラブルゥル laboureurs で、役畜・資金・土地の所有者として少数のエリート層であり、時には大所領のフェルミエ fermier (借地農) として裕福な社会的昇進者である。もう1つはマヌーヴリエ manouvriers で、プロレタリアートないし半プロレタリアートとして自らの腕以外に生産手段をもたない、またたとえもっていたとしてもささいな地片

第1表〔A〕 16世紀中葉 Hurepoix 地方7莊園の土地所有分布

Categories	Thiais	Antony	Montreuil	Avrainville	Mondeville	Trappes	Chevreuse	Totaux
Ruraux du terroir	215,05	126,85	43,22	199,22	218,23	181,91	508,86	1 493,34
Ruraux horsains	60,86	149,06	26,93	105,95	19,75	58,93	96,36	517,84
Communautés rurales	6,84	16,07	0,30	2,95	3,38	—	7,79	37,33
	282,75	291,98	70,45	308,12	241,36	240,84	613,01	2 048,51
	49,09%	25,78%	27,14%	47,26%	54,71%	20,65%	33,26%	33,75%
<hr/>								
Réserve seigneuriales	118,29	407,54	125,03	116,50	50,65	262,25	858,39	1 938,65
Bourgeoisie parisienne	166,85	389,77	63,95	127,05	4,01	609,88	54,76	1 416,27
Bourgeoisie locale	—	—	—	67,54	2,53	—	285,64	355,71
Communautés ecclés.	2,73	6,15	—	2,53	—	25,64	—	82,42
Cures	5,13	13,33	—	—	—	—	26,91	—
Noblesse	—	—	—	16,46	142,55	—	31,43	190,44
Divers	—	23,60	—	13,93	—	—	—	37,53
	293,00	840,39	188,98	344,01	199,74	924,68	1 230,22	4 021,22
	50,91%	74,22%	72,86%	52,74%	45,29%	79,35%	66,74%	66,25%
Totaux	575,75	1 132,37	259,43	652,13	441,10	1 165,52	1 843,23	6 069,53

第1表 [B]

Catégories	— de	1 à	2,5 à	5 à	10 à	+ de	Total
	1 ha	2,5 ha	5 ha	10 ha	15 ha	15 ha	
Laboureurs	270	60	27	26	6	5	394
Vignerons	95	11	4	—	—	—	110
Autres pays	73	14	4	—	—	—	91
Artisans, marchands..	79	21	7	3	—	—	110
Divers	286	94	34	10	2	2	428
	—	—	—	—	—	—	
	803	200	76	39	8	7	1 133

にすぎず、大飢饉の際に大きな打撃をうける大多数の貧農層である。しかし、大農経営 *grand culture* を以て特徴づけられる先進地域としての北部フランスにおいて、このような二極構造をもつといった概念にニュアンスを——すくなくとも

第2表 [A] 17世紀中葉 Hurepoix 地方 4 莊園の土地所有分布

	Avrainville	Mondeville	Trappes	Corbreuse
Ruraux terroirs	68,74	180,93	? surtout bâtiments	188,96
Ruraux horsains	78,72	52,00	>24,00	76,10
Communautés rurales	3,16	16,17	26,90	26,10
<i>Ruraux</i>	150,62	249,10	?	291,16
Réserves	116,50	67,54	337,06 (dont 255, bois)	206,50
Parisiens	434,04	—	730,80	83,00
Autres villes	55,08	—	?	42,30
Comm. ecclés.	—	1,56	35,75	—
Noblesse	—	118,18	—	202,75
<i>Horsains</i>	605,62	187,28	1 103,61	534,55
Totaux (en ha)...	756,24	436,38	(1 154,00)	825,71
Surface cadastrale	917,00	670,00	1 306,00	1 579,00

16世紀において——つけて把握しなければならない。第1表〔A〕〔B〕⁽¹⁾はユールポワ Hurepoix における7つの莊園の農村構造を示したものである。16世紀半ばにおいて、農村社会の基本的大衆を形成していたのはマヌーヴリエではなくラブルゥルであり、実に彼らが農民の3分の2を占めていたのである。しかし、第2表〔A〕〔B〕⁽²⁾に示す如く、17世紀後半の農村構造ではこの立場は逆転し、例えば、トラブ Trappes ではマヌーヴリエ20人に対してラブルゥル4人に、また、アヴランヴィル Avrainville ではマヌーヴリエ23人に対してラブルゥル8人になっており、少数のラブルゥルに対してマヌーヴリエが大多数を占めるという一般的な概念が全く正当性をもつようになる。このような農村構造に大きな変化をもたらしたものは、慢性的債務化および恒常的な経済変動であるが、農村の大多数にみられる慢性的負債や村落共同体の困窮は、なにもこの時期だけのものではなくずっと以前からのものである。このように変化はかなり長期にわたるものであった

第2表〔B〕

A. AVRAINVILLE

	— de 1	1 à 2,5	2,5 à 5	5 à 10	10 à 25	25 à 50	+ de 50 ha
<i>Ruraux du terroir :</i>							
Labour.	4	2	1	—	—	1	—
Vigner.	18	9	8	1	—	—	—
Autres prof. terr.	6	5	1	—	—	—	—
Art. Mds	2	2	—	—	—	—	—
Divers	12	10	2	—	—	—	—
	42	26	13	2	—	—	1
<i>Ruraux horsains</i>							
Comm. rurales	69	—	66	—	1	1	—
Parisiens	3	2	—	1	—	—	—
Autres cit.	22	8	3	3	2	2	1
Réserve	36	23	11	—	1	1	—
Totaux	1	—	—	—	—	—	1
	173	—	152	—	7	4	4
					2	4	

B. TRAPPES

	— de 2,5	2,5 à 5	5 à 10	10 à 25	25 à 50	+ de 50 ha
<i>Ruraux du terroir :</i>						
Labour.	4	2	1	1	—	—
Manouv., a.p.r.	20	20	—	—	—	—
Art. Mds	24	24	—	—	—	—
Divers	16	15	1	—	—	—
	64	61	2	1	—	—
<i>Ruraux horsains</i>						
Fabrique	18	17	—	—	1	—
Parisiens	1	—	—	—	—	—
Autres cit	13	3	—	—	—	4
Comm. rel.	1	—	1	—	—	6
?	1	—	—	1	—	—
Réserve	1	—	—	—	—	—
Totaux	100	81	3	2	1	6
						7

が、なかでも1640年から1662年にわたる約20年間に、農村構造に一大変化をもたらすべき状況がつくりだされたのである。この約20年間は「フロンドの危機」と称すべき時期にあたり、農業生産の不足による農民の収支の大幅な赤字にも拘らず、地主および国家による厳しい収奪がおこなわれていた。そこそこ長期にわたる進展の帰着点が見い出されるのである。そこにひきおこされたこれまでと異なる点は、農村社会の原動的グループであったラブルゥルに多大なる打撃を与えたことである。そしてさらに重要な点は、その過程において、ラブルゥルが形態転換をとげていることである。ラブルゥルとは、本来経営に必要な役畜と農具（特に犁）を所有している農民のことであるが、パリ南部では16世紀から17世紀前半まで土地所有者としてあらわれている。しかし、17世紀後半では彼らはほとんど富裕な借地農としてあらわれているのである。一例として、アヴランヴィルにおけるラブルゥル、アリノォ家 les Harineau をみてみると⁽³⁾、16世紀中頃以

降 34ha 以上の土地所有農として姿をみせる (Michel Harineau) が、1660年までにそれらの土地はほとんど売却されてしまっている。しかし一方で、領主本領地の借地農として再び姿をあらわし (Jean Harineau), 1631年以後単独でサン・ジェルマン・デ・プレ修道院領を借地するに至っているのである。

以下、17世紀における農村の収入とラブルウルの経営について考察し、「フロンドの危機」の様相とそこに展開される農民層両極分解の過程を明らかにしたい。

註

- (1) J. Jacquart, *La crise rurale en Ile-de-France, 1550-1670*, Paris, 1974, pp. 106, 140.
- (2) Ibid, pp. 749-750. なお、その補足的説明として pp. 741-742 参照。
- (3) Ibid, pp. 120, 125, 152, 509-511, 514, 709. Jacquart, *Propriété et exploitation rurales au sud de Paris dans la seconde moitié du XVI^e siècle*, dans Bull. Soc. hist. mod., 12^e série, n^os 15-16, 1961, pp. 11-14. M. Venard, *Bourgeois et paysans du dix-septième siècle*, Paris, 1957, pp. 22, 94-95, 110-111. 遠塚忠躬「フランス絶対王政期の農村社会」『岩波講座世界歴史14』 1969, pp.245-246.

II 農村における収入の低下

宗教戦争の結果、大きく生産高の低下していた16世紀後半を過ぎ、17世紀になると、1630年ごろまで生産力の向上によって——規則的な労働、大経営者の主導的役割、放牧・特殊栽培の収穫等——農業生産高は大いに上昇していた⁽¹⁾。しかし、その上昇はとりわけ当時の農業技術によって制限され、それほど農村の収入増加につながっていない。それでも拘らず、領主制の強化、国家および地主の収奪が、農民の土地からの利潤より大きな増加を示していた。やがて生産が最高上昇限度に達するや否や、次に物価は後退の動きを示し始める。小麦が1630年の指数156に対して、1640年には146に低下し、ライ麦もまた1630年の指数176に対して、1640年には167に低下した。ただ、燕麦だけが1630年193に対して、1640年207に上昇したが、ぶどう酒は大暴落であった⁽²⁾。このように農村の収入が停滞していた時にさえ、国家および地主の要求は増加し続けていた。それは1635年以来加

速され、1649—53年の大危機まで続いている。小作料について言えば、それは急速な上昇を示し、なかんずく人口増加によって借地要求の強い地域において大きかった。1635年以後 小作料の急激な修正が行われており、例えば第3表⁽³⁾に示す

第3表

Dates	Loyer des terres				Loyer des vignes			
	Nominal		Déflaté		Nominal		Déflaté	
	Villej.	Thiais	Villej.	Thiais	Villej.	Thiais	Villej.	Thiais
1600—1604	100	100	100	100	100	100	100	100
1605—1609	101	—	107	—	100	—	104	—
1610—1614	—	107	—	108	138	120	141	120
1615—1619	125	152	126	154	137	127	137	126
1620—1624	147	—	123	—	150	—	125	—
1625—1629	—	—	—	—	150	—	113	—
1630—1634	148	152	102	105	150	127	102	87
1635—1639	145	—	147	—	131	—	97	—
1640—1644	249	262	181	191	144	178	104	129
1645—1649	318	277	188	162	162	221	95	129

如く、ヴィルジュイフ Villejuif やティエ Thiais の耕作地片は、1600—10年のものより 1630—34年には 50% 増に、1640—44年には 2 倍に、1644—45年には約 3 倍に増加している。ぶどう畠の小作料はぶどう酒の価格の下落によって長期にわたって停滞していたが、1640年以後同様に上昇し始め、17世紀初めの指數を 100 として、1645—49年にはヴィルジュイフで 162 に、ティエで 221 に上昇している。また同様に、1635年あるいは 1640 年以後結ばれたフェルムの賃貸契約においても、一般に前回の契約よりも著しい上昇を示して結ばれていることが見い出せる。ヴィルジュイフにおけるラ・ソーセエ La Saussaye のフェルムの小作料は、1628 年に穀物 196 スティエであったが、1648 年には穀物同量に貨幣 900 リーヴルが追加されている。ソー・レ・シャトロー Saulx-les-Chartreux の領主本領地では、1638 年穀物と 350 リーヴルであった小作料が、1646 年には同量の穀物と 850 リーヴルに、また ウィスー Wissous の領主本領地（徵税請負を併せて）では、1611 年

1500リーヴル（指数100）が、1638年2900リーヴル（193）に、1646年4100リーヴル（274）に、さらにオルリ Orly の領主本領地では、1639年指数で250のものが1647年には418に各々上昇している⁽⁴⁾。重要なことは、農民にとって、このような小作料の高騰が1640年以後の穀物価格の高騰の繰返しによって補われていなかつたことである。1640—46年の7年間の穀物価格の平均（スティエ当り14.8リーヴル）は、先行する1633—39年の7年間のそれ（12.2リーヴル）よりわずか20%高くなっているにすぎず⁽⁵⁾、小作料の上昇率とは程遠いものであったからである。

このように農民は常に経営困難な状態に追込まれていたのであるが、やがて1648年以後大危機によって彼らは急速に没落への道をたどっていった。1648年以後の約20年間において見い出すことのできる最も重要な点は、疑いもなくあらゆる地域において農業生産が著しく低下していたことである。その原因の1つは勿論戦争によるものである。農民にとって農作物の収穫が零にされたばかりでなく、将来の経営さえも危機にさらされた。すなわち、翌年のための種子、さらにラブルとして重要な馬さえも盜難にあい、その回復にはかなりの期間と資金とが必要とされたのである。一般に、穀物栽培の回復は比較的容易であったのに対して、ぶどう栽培のそれはずっと困難であり、再建はずっとゆるやかなものであった。

しかし、戦争の結果である以前に、この生産領域における「フロンドの危機」はなによりもまず自然天候現象の所産であったと言える⁽⁶⁾。1643—52年に北部フランスでは寒冷と湿潤との長期的悪天候に見舞われ、穀物栽培に大きな打撃をひきおこしていた⁽⁷⁾。1643—62年において、特に1649年、1660年、1661年の農作物の大災害が記録されている。勿論、この間豊作の年も記録されている（例えば、1653年、1655年、1656年）が、全体として、農業生産の不足はかなりのものであったと言わざるをえない。ブレティニィ・シュル・オルジュ Brétigny-sur-Orge における1649年の収穫は平素の1/3であったし、また、ティエでも同年の収穫は1アルパン当り1.5スティエ（7.26hl/ha）であり、豊作時（4—5スティエ、20hl/ha）の約1/3であった。ぶどう栽培も同様であり、例えば、ヴィルジュイフの1650年の

収穫は1アルパン当り2.7ミュイ muids であり、平素(4—5ミュイ)に比べて著しく低下している⁽⁸⁾。不作を克服するほどの豊作にでもめぐまれない限り、経済状態からして自らを維持しえない中間ラヴル・ラヴァルにとって、このような生産の危機は大きな打撃であった。余剰生産物の不足ゆえに、価格がより高騰した時期に購買層とならざるをえない彼らにとって、さらに経営に要する費用(役畜や種子の購入等)が増大し、彼らの収支は明らかに大きな赤字を出していた。

欠乏時における穀物価格の記録的な上昇は、一般的に市場の販売層、すくなくとも大経営者にとって有利に作用するものである。しかし、農作物の大幅な減少によって、飢餓がもたらす当然の価格の高騰をもってしても、十分な利潤をもたらしえなかつたことも事実である。ショワズィ Choisy のフォリィ Folie におけるフェルミエを例にとれば⁽⁹⁾、彼は240アルパンの土地を経営していた。1646年の豊作時には、小麦360スティエ、燕麦240スティエの収穫を得、翌年の種子として、53スティエと30スティエを除けば、余剰生産物の価値は各々、2575リーヴル(スティエ当り8リーヴル10スー)、1575リーヴル(スティエ当り7リーヴル10スー)であり、総計4000リーヴル以上になる。しかし、1649年や1661年の欠乏時の収穫を $\frac{1}{2}$ と見れば、小麦120スティエ、燕麦80スティエであり、翌年の種子同量を除けば、その価値は各々、1540リーヴル(スティエ当り22リーヴル)、500リーヴル(スティエ当り10リーヴル)、総計2000リーヴル余りで、約半分に低下する。以上、非常に大ざっぱで非現実的な計算であるが、欠乏と市場相場の高騰が必ずしも穀物生産者にとって裕福さにつながるものではないことを十分に示している。

農村社会のあらゆる階層に見られる農業生産者の総収入の低下に対して、国家および地主による徴収の実質的減少を伴っていなかった。この根本的な点についての史料は欠如している。しかし、財産目録 inventaires や決算書 règlements de compte、またエレクション elections の史料の残片に示された多くの支払いの遅滞がそれを十分に物語っている。1653年から1660年にかけて国税の徴収は、若干の軽減を含みつつ機能し続け、支払いの遅滞が蓄積していた。小作料について見れば、それはほとんど低下していない。例えば第4表⁽¹⁰⁾に示す如く、17世紀

第4表

	<i>Loyers des terres</i>				<i>Loyers des vignes</i>			
	<i>Nominal</i>		<i>Déflaté</i>		<i>Nominal</i>		<i>Déflaté</i>	
	<i>Villej.</i>	<i>Thiais</i>	<i>Villej.</i>	<i>Thiais</i>	<i>Villej.</i>	<i>Thiais</i>	<i>Villej.</i>	<i>Thiais</i>
1645—1649	318	277	188	162	162	221	95	129
1650—1654	246	262	131	140	—	152	—	81
1655—1659	247	250	142	140	113	185	63	104
1660—1664	344	299	192	167	162	198	90	110

初めの指数を100として、ヴィルジュイフの耕作地片の小作料は、1645—49年318, 1650—59年246—247, 1660—64年344であり、またティエでは、1645—49年277, 1650—59年262—250, 1660—64年299であった。この動向に見られる如く、戦争の損害、農業生産の低下、農民の一般的債務化は、小作料の当面の、そしてわずかな後退をひきおこしたにすぎなかった。それに対して、ぶどう畠の小作料はかなりの後退を示しているが、これはぶどう酒価格の長期的低下とぶどう株の長期的被害を反映したものである。一方、大経営の地主たちは、そのフェルミエに対して経営を維持させるためにより多大な譲歩を示した。しかし、嵐が去るや、小作料の上昇の復活はここでも明らかである。アヴランヴィルの領主本領地では、1648年1200リーヴルであった小作料が1653年1100リーヴルに低下したが、1662年には再び1200リーヴルにひきあげられ、またグラン・ヴィヴィエ・ドルセ Grand Vivier d'Orsay のそれも、1650年102スティエから1657年114スティエに上昇していた⁽⁴⁾。

続いて、1662年の飢饉、さらに1667年から1674年にいたる長期間にわたる前例のない小麦価格の暴落の時期を迎えるのであるが、この間、地主たちはフェルミエに対して依然として高い小作料を押しつけていた。その結果、フェルミエの経済的衰退ははなはだしく進み、彼らの多くは1年分の小作料の3倍ないし4倍にもわたる負債をかかえこむようになった。また、この小麦価格と小作料との大きなズレによって長期間にわたる不景気が導かれ、一時的な必要上の措置として小

作料の低下がもたらされるものの、農民は依然として高い、そして時にはより上昇した小作料を支払うことを余儀なくされ続けた⁽¹⁾。

以上明らかな如く、農村世界において、総収入および実質収入は農民に常に不利な方向で進展してきた。「フロンドの危機」およびその結果として見られる農民の収入のかなりの低下は、その慢性的負債を急速に膨張させ、あらゆる社会グループにそれを一般化したのであり、そして農民の大多数を滅亡と悲惨へと導いたのであった。

註

- (1) 農業生産の動向は dîmes (十分の一税) の収入の分析によって明らかになる。間接的ではあるが、かなり正確な状態をつかむことができる。E. Le Roy Ladurie, *Dîmes et produit net agricole (XVe-XVIII^e siècle)*, dans Ann (E. S. C.), 24^ean., n°3, mai-juin 1969, pp. 826-832 参照。
- (2) J. Jacquot, *La crise rurale en Ile-de-France*, p. 692.
- (3) Ibid., p. 616. また、その他の地域の例として pp. 637-639, 768 (l'appendice VI) 参照。
- (4) Ibid., p. 693.
- (5) Ibid., p. 693.
- (6) Ibid., p. 696. J. M. Constant, *Gestion et revenus d'un grand domaine aux XVI et XVII^e siècles*, dans R. H. E. S., t. L, 1972, n°2, pp. 179-182.
- (7) E. Le Roy Ladurie, *Histoire du climat depuis l'an mil*, Paris, 1967, p. 208.
- (8) Jacquot, op. cit., p. 696.
- (9) Ibid., pp. 697-698.
- (10) Ibid., p. 699.
- (11) Arch. nat., LL 1044, S 3904, cit., ibid, p. 699.
- (12) M. Venard, *Bourgeois et paysans au XVII^e siècle*, pp. 99-102.

III ラブルの経営難

17世紀の最初の40年間において、ラブルのたちは地主に対して多大なる犠牲を強いられていた。すなわち、彼らは自らの経営を維持するために、また十分な

利潤を生み出す可能性のある耕地を賃借するために、重い現物小作料を、あるいは穀物価格よりも先行して上昇する貨幣小作料を承認することを余儀なくされていた。地主たちは過熱した借地競争を利用し、期限の終了しない前に、かつ有利な条件で契約の更新をせまっていたのである。例えば、ジャンティリ Gentilly における修道院領のフェルミエが 1644 年 11 月 30 日に結んだ契約は、1646 年 11 月 11 日に始まるもので、小作料は 403 リーヴルから 500 リーヴルへと 25% 増であったし、またグラン・ヴィヴィエ・ド・オルセのデュヴァル Duval が 1644 年 4 月に結んだ契約は、1647 年から始まるもので、小作料は 7 ミュイから 8.5 ミュイに上昇していた。さらにサクレ Saclay における地主セlestins のフェルミエが 1643 年に結んだ契約は、1645 年から 1654 年のもので、0.5 ミュイ増であった⁽¹⁾。こうした小作料の上昇、またそれに加えて国家財政の過重な負担にも拘らず、ラブルウルたちは自らの経験と市場での利潤、副次的生計手段、共同体的諸権利への依存等によって、「フロンドの危機」まではわずかな例外を除いて一般的にはほとんどその経営を維持していた。しかし、その後の不作による経営利潤の急激な低下、そして 1649—52 年の内乱——結果としての農作物の破壊、家畜の盜難、建物の破壊——による損害によって、多くのラブルウルが小作料や租税を納めることができず、多大な負債をかかえたり、没落している。ヴィルジュイフにおけるラブルウルであり、コトロー Cottreau の地主のフェルミエであったノエル・エルビヨン Noël Herbillon は、1650 年夏に 5400 リーヴル以上の負債をかかえていた⁽²⁾。またサン・ジェルマン・デ・プレ修道院領のフェルミエであり、徵税請負人であったジャン・アリノー Jean Harineau は、総計 2282 リーヴルの負債をかかえ、修道院は彼に代えて、シェタノヴィル Cheptainville のラブルウル、ドゥニ・グレゴワール Denis Grégoire と小作契約を結んだ⁽³⁾。このように多数の支払不能が生じてくるといった状況に対し、地主たちは小作料を低下しているが、その犠牲と寛大さは一時的なものにすぎなかったと言える。何故なら、1655—58 年において満期をむかえた小作契約の多くが再び上昇して更新されていたからである。ジャンティリにおける修道院領の新しいフェルミエが 1654 年に結んだ契約では、

小作料が 500 リーヴルから 520 リーヴルに上昇させていた。またグラン・ヴィヴィエ・ド・オルセのフェルミエが 1657 年に結んだものは、1659 年から 1668 年までの契約で、小作料は 8.5 ミュイから 9.5 ミュイに上昇されており、契約の始まる 1659 年秋に担保として、小作料の前払い 6 ミュイを納入すべきことも規定されていた。さらにレヴィ・サン・ノム Lévis-Saint-Nom におけるマルプー malpoue のフェルミエが 1659 年に結んだ契約では、小作料は 380 リーヴルから 415 リーヴルに上昇させていた⁽⁴⁾。こうした動きと並行して、この時期において多くの地主たちは小作人を見い出すことが困難になってきた。オルセ Orsay におけるサン・カトリーヌ・デュ・ヴァ・デゼコリエ Saint-Catherine de Val des Ecoliers 小修道院領を例にとれば、17世紀初め、その 240 アルパンの耕地は多数のラブルウルによって分割借地されていた。1650 年に、その 240 アルパンのうち、ジャン・リジェ Jean Liger とシャルル・リジェ Charles Liger が 48 アルパンを、さらにシャルル 1 人で 23 アルパンを借地しているが、1651 年秋には、その耕地は 5 人に分割され、ジャンが 71 アルパンを、シャルルが 85 アルパンを、他の 3 人が各々 20 アルパン、20 アルパン、9 アルパンを借地するようになった。興味深い事実は、1652 年シャルルが 227 リーヴルの負債をかかえながら、2 年間の支払猶予を修道院からうけていることである。1657 年になると、経済変動の好転により土地管理がさらに簡素化され、240 アルパンの耕地はわずか 2 人に分割借地されるに至った。すなわち、120 アルパンがシャルルに、残りの 120 アルパンがグラン・ヴィヴィエのフェルミエ、ジャン・オースーブツ Jean Ausoubz に借地されたのである⁽⁵⁾⁽⁶⁾。また、コルブルーズ Corbreuse におけるノートル・ダム Notre-Dame 修道院領の場合も興味深い。そこでは、1636 年以来 400 アルパンの耕地と徴税請負はギュイヨ Guyot 親子に賃貸され、さらに 1645 年には、それにエランヴィル Erainville のフェルムを加えて契約が結ばれていた。しかし、1656 年 4 月の満期をむかえる前に彼らは支払不能をきたし、修道院はその後 4 年間直接管理を余儀なくされた。1660 年 6 月に新たな賃貸契約が結ばれたが、賃貸料は 2700 リーヴルから 2200 リーヴルに低下している。しかし、この新しいフェルミエも 1660 年の危機の打撃によ

って賃貸は放棄され、再び修道院は直接管理せざるをえなくなった。やがて、セルメーズ Sermaise の徵税請負人がフェルムと領主権の管理を申し込んでいるが、1666年に結ばれた契約では賃料はさらに低下していた⁽¹⁾。このような不安定な経済変動にさらされたフェルミエと確実に小作料を獲得することのできなかった地主とのこの両者の関係こそが、まさにこの時期に見られる賃貸期間の短縮（例えば9年→6年）を、またメティヤージュの再開を説明しうるものであろう⁽²⁾。

地主および国家財政への高負担によって、1660年以前の数年間の好景気においてもラブルゥルたちは十分な利潤を上げることを阻止されていた。決算の赤字、期限をまたずに行われた契約解除、負債証書、賃料低下の要求等が彼らの絶える苦難を十分に証明している。例えば、サクレにおける地主セレスタンのフェルミエの支払不能（経営2年後）、リネ Linay における修道院領のフェルミエの経営放棄（5年後）、ヴィリ Viry の徵税請負人の経営放棄（1年後）などである⁽³⁾。また、1658年以来、国王顧問官ジャン・トルトゥアン Jean Tortouin からコルベイユ Corbeil の81アルパンの耕地（フェルマージュ620リーヴル）、およびボルド Bordes の教会領70アルパンの耕地（477リーヴル）を借地經營していたあるフェルミエの1662年5月の決算によれば⁽⁴⁾、彼はトルトゥアンへの2年分以上のフェルマージュと教会領の1.5年分のフェルマージュ、総計3176リーヴルの負債をかかえていた。穀物、麦わらが売却されたが、まだ1926リーヴルの負債が残った。そこで彼は、耕作および播種し終えた土地52アルパン、4頭の牝牛、1頭の子牛、4頭の馬、1台の犁を2195リーヴルで売却してこれにあてたが、彼の手許にはわずか268リーヴルが残っただけであった。彼はまさにラブルゥルとしての經營基盤である役畜および農具をすべて失ってしまったのである。

こうした状況に対して、1651—53年に見られた如く、地主たちは時にはフェルミエを見い出すために小作料の低下を認めざるを得なかった。その結果、例えばコルブルーズでは2760リーヴルから2200リーヴルに、オルリでは4625リーヴルから4300リーヴル（1665年）に、トラブでは6400リーヴル（1655年）から5000リーヴル（1664年）に領主収入が低下している。しかし、この傾向は一般化すべきで

はない。ノートル・ダム修道院では、オルリのフェルマージュは低下していたが、モンス Mons のそれは逆に上昇していたし、またラ・ソーセエのフェルムも、1657年穀物16ミュイ3スティエと500リーヴルであった小作料が、1666年には穀物同量と800リーヴルに上昇していた⁴⁹。このように地主たちは可能な限り常に収入増を図っているのであり、またそうした例も少くなかったからである。

以上の如き危機の過程で、経営者グループの中に大きな裂目が生じてきた。限られた資力しかもたず、小さなフェルムしか経営できないラブルゥルは、余剰生産物の不足ゆえに市場に接近することができず、すでに早くから永続的に危機にさらされており、ここに「フロンドの危機」によって決定的な打撃をうけるに至った。つまり、多数の中間ラブルゥルの没落がひきおこされ、彼らは貧農大衆へと落ちていったのである。例えば、ショワゼル Choiselにおいて、1662—63年に7つの経営地がフェルミエによって放棄され、彼らはもはや富農や土地所有者の経営への労働力の提供者にすぎない有様であった⁵⁰。そして、これと大きなコントラストをなしたのが、マルシャン・ラブルゥル marchand laboureursとして、また徴税請負人として、資本を蓄積し、販売するための大量の余剰生産物を生み出しうる肥沃な大フェルムを小作經營する大借地農の出現である。彼らは危機に耐えたのみならず、危機による小農の没落を利用し、經營の拡大、集中化をもたらした。例えば、モデトゥール Maudétourの土地を借地し、総計400アルパンの土地を經營するに至ったグラン・ヴィヴィエのフェルミエの場合、1653年以後546アルパンの土地を經營し、さらに1660年にはヴィリの領主権徴税を請負ったシャンパニュのフェルミエ、ニコラ・リウスト Nicolas Rioustの場合、1658年にトラブにおけるコンパン Compaingの2つのフェルム（各々約90アルパン）を統合したフェルミエの場合、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院領において、所領170アルパンに加えて、80アルパンと723アルパンの伐採地を賃借したフェルミエの場合等である⁵¹。これら大借地農は重い負担に耐え、生き残らんがために、商品化しうる大量の余剰生産物を生み出すことのできる大規模借地經營に至ったのである。その經營規模が大きい故に、小作料はかなりの額にのぼり、中には数千

リーヴルに達する例もみうけられる。それ故、大借地農は大きな負担に耐えうる経済力をもつものでなければならず、経営の維持、あるいは拡大のために、残された自己の所有地を何等ためらうことなく売却している。大借地農にとって本質的に重要なものは土地資本ではなく、経営資本であり、経営に必要な犁や役畜を十分に所有していることこそが彼らの経済力の核心であった⁶⁶⁾。肥料がわずかしか用いられず、収穫を高める方法としてはもっぱら耕耘の回数をふやすことと、放牧による自然的施肥とに頼っていた当時の穀作農業にとって、犁や役畜の十分な所有こそが経営の成否を決する重要な要素となっていたのである。

こうして「フロンドの危機」の結果、1665年ごろのトラップでは、7—8人の大借地農および徵税請負人が村の耕地のほとんどを独占し、残りの大多数を占める農業日雇労働者や手工業者を経済的に全く従属化させていた。また1665年のショワゼルでも同様に、多くの中間ラブルゥルが没落し、ベヴィリエ Bevilliers とラ・フィリオリエール La Filiolière の領主本領地における2人の大借地農を除いて、大多数のものは生計を立てえない状態に追い込まれていた⁶⁷⁾。

危機による経営の困難さにも拘らず、大借地農は1670年ごろまでその経済的・社会的勢力を維持していた。ジャッカルによれば⁶⁸⁾、それを支えたのは、「状況に適応しうる能力、経営上の必要性と可能性によって他のフェルムに移りうる移動性、困難な時期においても支払いを保証し、また地主たちを安心させる血縁的連帯性」⁶⁹⁾であった。

しかし、1670年以後経済変動が逆転した結果、今度は大借地農もまた困難さに遭遇していることに注意を払わなければならない。数年間にわたる穀物価格の低下、価格の一般的低下に対する小作料の長期的停滞、国家財政のための税の上昇等が、17世紀半ばの大危機には見られなかった現象として、大借地農を襲った。その結果、例えば、ショワズィにおけるフェルミエは1671年3800リーヴルの負債をかかえ、契約を解除され、またブレティニイ・シュル・オルジュにおける徵税請負人も1600リーヴル以上にわたって支払不能をきたした⁷⁰⁾。ここでさらに目新しい点は、同様にあらゆる打撃をうけていた地主たちがもはや負債をかかえた大借

地農と妥協をはかっていないことである。農作物・役畜・農具の差押えによってそれを埋め合わせており、大借地農の経営維持に大きな打撃を与えている。続く賃貸料の一般的低下さえも不景気を阻止しえず、さらに彼らの支払不能・災難が続いているのである。大借地農が新たな勝利をおさめるためには18世紀の好景気を待たなければならなかった。

註

- (1) Arch. nat., S 270, 3904, 3883, cit., J. Jacquart, *La crise rurale en Ile-de-France* p. 708.
- (2) Arch. nat., ZZ¹550, cit., ibid, pp. 708-709.
- (3) Arch. nat., LL 1044, cit., ibid, p. 709. M. Venard, *Bourgeois et paysans au XVII^e siècle*, p. 95.
- (4) Arch. nat., S 270, 3904, 1872, cit., Jacquart, op. cit., p. 710.
- (5) Arch. nat., S 1029 A·B, cit., ibid, p. 710. オースーブッツはさらに地主セレスタンの土地300アルバンを小作經營していたが、1659年に前年の小作料3.5 ミュイと150リベルの負債をかかえている。
- (6) オノー Auneau の領主本領地における小作関係においても、16世紀および17世紀前半では大抵 10~30ha, 最高で 70ha ぐらいに分割され、多くの借地農にふりわけられていたが、「フロンドの危機」を境にして經營の集中化が見られ、100~200ha にのぼる土地が唯一の借地農によって小作經營されるに至っている。J. M. Constant, *Gestion et revenus d'un grand domaine*, pp. 177-179.
- (7) Arch. nat., S 207, LL 325-326, cit., Jacquart, op. cit., p. 711.
- (8) このメティヤージュの存在は17世紀において全く例外的なものであり、危機に対する対応策、それもやむをえぬ措置として現われ、危機が去るや、再び通常の賃貸契約に戻っている。Venard, op. cit., p. 69.
- (9) Arch. nat., S 3883, 3899, arch, dép., IJ 103, cit., Jacquart, op. cit., p. 712.
- (10) Arch. dép., B 386, cit., ibid, p. 712.
- (11) Arch. dép., D 1381, cit., ibid, p. 713.
- (12) Arch. dép., E 6696, cit., ibid, p. 713.
- (13) Ibid. pp. 714-715.
- (14) Venard, op. cit., pp. 41, 80-81, 111.
- (15) Arch. dép., D 1358, 1359, E 6696, cit., Jacquart, op. cit., p. 741. ただし、このように大きなコントラストは穀物栽培地や大土地所有地に顕著に見られることであり、

小丘のぶどう栽培地のそれは比較的小さい。例えば、ウィスー Wissous における1664～75年の申告によれば、80人の経営者のうち36人がぶどう栽培者であり、マヌーヴリエはわずか5人にはすぎなかった。Arch. nat., S 836-837, cit., ibid, p. 743.

- (16) Ibid, p. 715.
- (17) 例えば、Joachim Harineau と彼の妻が1672年12月7日にボオヴェジにおける借地料の支払不能をきたした際、La Madeleine-sous-Saint-Yon のラブルュル Etienne Harineau, Ollainville のラブルュル Antoine Harineau, Moret のラブルュル Jean Hersant 等が彼らの3000リーヴル以上の負債に対する連帯保証人となった。Venard, op. cit., p. 111.
- (18) Ibid, pp. 99-102. 1690年ごろの他の例として、M. Fontenay, Paysans et marchands ruraux de la vallée de l'Essonne dans la seconde moitié du XVII^e siècle, dans Paris et Ile-de-France, t. IX, 1957-1958, pp. 253-254. 参照。

IV おわりに

17世紀の長期的不況の下における農民層両極分解の過程は以上の如くであるが、それをもたらすにあたって重要かつ決定的であったのは「フロンドの危機」であった。ここに16世紀においてさまざまな可能性を含んでいたラブルュルは解体および形態転換をとげつつ、17世紀後半以後北部フランスに特徴的な二極構造、つまり一方の極に少数の大借地農が、他方の極に圧倒的大多数を占めるマヌーヴリエ層が形成されたのである。

さらに注目すべき点は、17世紀の経営が不況の下にあってはなはだ不安定なものであり、ここにまた17世紀以後の領主的反動の強化と絡み合いつつ、大借地農が二面性をもって出現していることである。大借地農は役畜・犁を所有し、常雇い・日雇いの農業労働者を駆使して大規模借地農業経営を行うブルジョワ的商品生産者であると同時に、領主的諸権利や十分の一税等の徵税請負人として領主制と深く結びついていた。これは高率地代、穀物市場の不振、国税の強化の続く中で、貧弱な経営資本を補いつつ、大土地経営を維持せんがためにとられた手段とみられる。従って、危機の過程に現われた大借地農を完全な近代的・資本家的な

ものとはみなせない。大借地農は確かに企業家の属性をそなえているものの、その大経営に相応した経営資本を投下しえず、それを粗放なものとなさしめ、むしろ封建的収奪に寄生したり、共同体的諸権利を独占したりすることに重点を置いていたのである⁽¹⁾。このような大借地農も17世紀末の不景気の中で貧農と同様に経営危機にさらされ、安定した地位を確立するには至らなかった。しかし、やがて大借地農は18世紀の好景気をむかえるとともに勝利をつかみ、彼らの指導の下にアンシャン・レジームは解体へと一路に進んでいくことになる。

註

- (1) 大借地農は革命に至るまでその二面性を脱け出すことはできなかつたのであるが、ソブルによる18世紀後半のパリ北部ピュイズー・ポントワーズ在住のThomassinの事例が近代的農業経営に重点を移す傾向にあり、経営の集約化による収入増をはかっていることは注目に値する。A. Soboul, *Un exemple de concentration agraire en pays de grande culture*, La Pensée, N° 8, p. 62.